

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021257 14-a00026 SK202125

② 施設の情報

名称： 八女市母子生活支援施設 ひまわり園	種別： 母子生活支援施設
代表者氏名：富山 和子	定員（利用人数）： 10世帯21名
所在地：	
TEL：	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 27年6月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：八女市	
職員数	常勤職員： 4名 非常勤職員 0名
有資格 職員数	社会福祉士 1名
	保育士 2名
	幼稚園教諭 1名
施設・設備 の概要	（居室数）2DK 10室 （設備等）
	事務室・学習室・相談室2室 鉄筋コンクリート3階建て 宿直室・トイレ

③ 理念・基本方針

理念

- ・お母さんとお子さんが落ち着いた生活を送れるよう支援します。
- ・お母さんとお子さんが主体性を持って社会で自立した生活ができるように支援します。

基本方針

- ・お母さんとお子さんが様々な経験を通して、社会の一員として生活できるように支援します。
- ・子どもの意思と可能性を尊重し、ひとりひとりの成長を見守ります。

⑤施設の特徴的な取組

- ・地域のこどもの貧困対策として生活支援事業（こども食堂）の取り組み
- ・地域のひとり親支援として入所者や退所者に限らずひとり親世帯への生活・就労・子育て・学習支援などの相談を受ける

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 6年 6月17日（契約日）～ 令和 7年 3月7日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 3 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・令和3年12月に施設の大規模改修が完了し、オートロック、防犯カメラ、防災設備を備え、これまで共同だった浴室を各居室に設置し、Wi-Fi環境を整備する等、入所者が安全、安心、快適に生活できる環境を整えている。
- ・地域に見守られてきた長い歴史がある施設である。町内会、子ども会に入り、町主催の地域清掃への参加、学習支援の取り組み、地域のひとり親世帯の支援や地域ボランティアの受け入れ、こども食堂の為に施設のスペースを提供する等、地域交流に力を入れて取り組んでいる。年1回、地域の方、民生委員、児童委員、保護司、行政職員等を招いてクリスマス会を開催し、日頃の感謝の気持ちを伝え交流を図る等、地域に溶け込んだ施設である。
- ・季節の行事や全体行事としてのスポーツ交流会や筑母協交流会、料理教室、地域の行事にも積極的に参加し、楽しみながら他者との関わりを学んでいる。
- ・退所後のアフターケアの制度について周知し取り組んだ結果、年間36件の支援に繋がった。入所者が退所後も安心して地域で生活できるよう、多様な社会資源と連携しながら支援に取り組んでいる。
- ・わかりやすく丁寧に記された「生活のしおり」の配布、毎月発行される優しい言葉で書かれた温かな便り「くらしのアンテナ」での情報発信、母親との話し合いの場である毎月の「常会」、日常のコミュニケーションの中での「話しこみ」を大事にしながらそれぞれのニーズや悩みを把握している。把握した個々の課題である家族の関係、生活の再建に向けて、職員のチームワークで支援に取り組み、当施設独自の温かさを大切に運営されている。第三者評価調査時に行ったアンケートでは、入所者の満足度が非常に高かった

◇改善を求められる点

- ・年々、母子の置かれている現状が難しくなっており、精神的ケアの必要性やそれぞれの生活支援の課題も複雑になっている。これらに対応するために、専門性を強化するための研修の受講と合わせてP D C Aサイクルによる資質向上に向けた取り組みを期待したい。
- ・加算職員の配置ができていない。また、夜間業務については外部に委託している為、DV被害の方の受け入れが難しい状況である。職員体制、夜間体制を強化して、24時間入所者が安心して生活できる人員配置の下での運営を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回概ね高い評価を得られましたことは、これまでの取り組みが一定の成果を得られたことと嬉しく存じます。

結果を踏まえ、個々の事項について業務の振り返りや検討を行うとともに、課題とされた事項については、改善に取り組みさらに質の高い支援に努めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント>理念及び基本方針をパンフレットや事業計画に明文化し施設内にも掲示、職員会議等で説明している。また、入所時や毎月第2火曜日に行う「常会」（職員と母親の会）で理念についても確認し、周知している。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント>公設公営であるため、独自の経営状況の把握や分析は難しいが、市と常に情報交換を行いながら、地域や社会全体、母子福祉の動向について目を向けるよう留意している。また、県内外の研修会に参加して情報の収集に努めている。</p>		
③	I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント>公設公営で運営しており、市と常に連携しながら組織体制や設備整備等の課題に基づき、改善に向けた取り組みや予算確保に努めている。施設長の職掌範囲内で経営状況を分析し、課題については職員会議で説明している。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

<p><コメント>福祉の動向や自治体の福祉計画を参考にして施設独自の中・長期計画を作成している。社会的養護の将来像や目標を明確にして、組織体制や地域支援に対する具体的な計画を取り入れている。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント>職員会議等で検討し、職員の意見を聞いた上で、中・長期計画の内容を反映した単年度の具体的な計画を作成している。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント>職員会議等において事業計画が適切に実施されたかの確認と反省をして、年度末に評価・見直しを行い、事業報告書として残している。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
<p><コメント>事業計画基本方針を施設内に掲示し、広報誌にも記載し、入所者に配布する等して周知に努めている。また、入所時や定期的に行われている「常会」で内容をかみくだいて説明すると同時に「くらしのアンテナ」(施設入所者向けのお便り)に、施設の情報等を含めて掲載している。</p>		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント>定期的に会議やモニタリングを行い、市にも報告している。入所者への支援について各関係機関(療育機関、訪問看護他)と情報共有や意見交換のできる場を設けている。民生委員、児童委員とも密に連携している。職員全員が自己評価を行い、第三者評価を受審している。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント>設置主体である八女市子育て支援課と密に連携し、定期的に詳細な報告を行い、3ヶ月毎に情報共有のための会議を実施している。評価結果を基に現状の把握と課題の共有化が図られている。明確になった課題については、職員間で話し合い、八女市子育て支援課の参画の下、改善策や改善計画を策定している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント>施設長の役割は「事務分掌」に明文化され、自らの責務と役割を職員会議等で説明している。また、各連絡協議会や研修会で、母子生活支援施設の役割や社会的養護の使命について講演し、関係機関との均衡や協議要請を積極的に行い、リーダーシップを発揮している。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント>施設長は、法令遵守の観点での研修や勉強会に積極的に参加し、資料を作成して内部研修を実施して職員に周知している。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント>各連絡協議会や研修会、講演会で母子生活支援施設の役割や社会的養護の使命について発信し、周知を図っている。施設長自ら会議やケース検討の場で具体的な指示を行っている。研修計画を立てて職員の質の向上に努めている。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント>公設公営の為、人事、労務、財務等に関しては実態を把握した上で、市の主管課に意見を付して報告している。限られた予算と人員の中で業務の効率化に努め、支援に重点を置きながら、職員会議で職員と十分な意見交換を行っている。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント>市の主管課と連携しながら、状況に応じた人員確保に努めている。今後、正規の基幹職員の配置を始め、当施設に必要な福祉人材の配置を期待したい。</p>		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	b

<p><コメント>市の人事管理制度に基づいた人事管理が行われているが、状況に応じた人員確保を主管課に要請している。人事評価制度を導入し、職員の資質向上に努めている。</p>		
<p>Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント>公設公営の施設の為、職員の就業状況は八女市会計年度任用職員に関わる規則に基づいている。有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、傷病状況をチェックしている。市担当者とは困っていることを伝えることのできる関係性である。</p>		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント>事業計画の基本方針に、求める職員像を明記している。外部研修の情報を伝え、出来るだけ参加を得ている。市役所の係長と1対1で話す機会を設けて、人事考課制度を導入して職員の資質向上に向けた取組を行っている。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント>中・長期計画、事業計画に職員の在り方についての基本姿勢や目指すべき職員像を明記している。また、事業計画に「職員の質の向上」を挙げて、年間研修計画を立てて内部外部の研修に参加する機会を設けている。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント>職員の希望やスキル、経験に応じて、施設内外の研修を計画的に受講できる体制を整えている。外部研修受講後には伝達研修を行い、他の職員に周知している。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント>実習生受け入れについて意義や方針を明記したマニュアルを整備し、事前説明を行っている。施設長や母子支援員が中心となって対応している。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a

<p><コメント>苦情相談については施設内に掲示している。可能な範囲でホームページに掲載している。大規模改修終了後の新たな母子生活支援施設の将来ビジョンを見据えた計画書を作成している。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント>公設公営の為、事務経理は市の主管課が市の会計規則に基づいて行っている。県の監査や市の監査事務局による会計監査を年1回受けている。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント>地域の町内会に加入し、清掃活動等に入所者と職員が一緒に参加している。地域参加のこども食堂、学習支援にも取り組んでいる。地域の民生委員との定期会議や研修会の為に場所の提供をしている。また、年1回のクリスマス会では、地域住民や関係機関の方に参画してもらい交流している。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a
<p><コメント>ボランティアの受け入れに関しては基本姿勢やマニュアルを整備し、事前研修を行った上で受け入れている。具体的には、ボランティアによる調理教室、学習支援に取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p><コメント>世帯に応じて、小、中学校や相談支援事業所、訪問看護、療育、就労先等、関係機関と連携を図っている。各関係機関とは、会議、モニタリング等を通して情報を共有し、連携を図っている。</p>		
<p>Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント>相談支援事業や貧困家庭への支援拠点としての役割を担い、学習支援等を行っている。地域の民生委員との定期会議や研修会、こども食堂のために施設のスペースを提供する等、交流を通して地域のニーズを把握している。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a

〈コメント〉民生委員との定期会議や研修会、こども食堂等に場所を提供することで、地域の福祉ニーズの把握に努め、公益的な事業活動を積極的に行っている。市の子育て支援課や関係機関とも連携する中で具体的なニーズの把握に努め、学習支援等も実施している。八女市の民生委員の集まりの場で、施設長が講演を行っている。

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
〈コメント〉事業計画の中で施設の理念や基本方針、「目指す職員像」を明確にし、倫理綱領を事務所に掲示して、職員が共通理解の下で支援に取り組んでいる。研修にも参加してその内容を閲覧し、職員全員で共有している。		
29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
〈コメント〉ひまわり園独自の「ひまわり園権利ノート」を作成して配布し、入所者に理解出来るようにプライバシー保護の説明を行っている。個人情報取り扱いについては重要事項説明書に明記している。		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
〈コメント〉八女市が作成している入所者心得を、イラスト入りのわかりやすい内容に書き換え、それを基にきちんと理解できるように丁寧に説明している。また、施設が毎月発行している「くらしのアンテナ」で情報提供を行っている。		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
〈コメント〉イラスト入りの分かりやすい資料を独自で作成して説明を行っている。入所時、入所1ヶ月後、半年に1回定期的に個別面談を実施している。		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
〈コメント〉退所後の自立支援計画と母子の事情に合わせたネットワーク（エコマップ）を作成し支援の継続に配慮している。退所前には関係機関とのケース会議を行い、それぞれの役割の確認を行っている。		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		

33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント>個別面談を定期的実施してコミュニケーションをとる中で悩みや心配事を聴き取り、母親と子どもの満足の向上に繋げている。また月1回、職員と母親の会「常会」を開催して普段の生活について整理を行い話し合っている。</p>		
Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント>苦情解決の仕組みを分かりやすく図に示した内容を掲示し、資料を母親と子どもに配布して周知を図り、苦情箱も設置している。また、入所者とのコミュニケーションに努め、苦情になる前に細かく対応することを心がけている。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p><コメント>玄関先に事務所があり、日常的に顔が見える環境の中、話やすい雰囲気作りに努めている。ひまわり園独自の権利ノートを作成して入所者に配布し、何かあった時に相談できることを明記している。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント>相談や意見の内容に応じて記入用紙を分けて対応している。苦情があればすぐに職員に周知し、できるだけ迅速に対応している。その中で、市にも伝えるべきことは伝えている。苦情に限らず意見や要望についても苦情処理要綱に従い、職員会議で検討している。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント>月1回の「常会」でマニュアルを使用しながら注意箇所について入所者に説明している。ヒヤリ・ハット報告書を整備して職員間で共有し、必要な時には入所者にも周知している。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント>感染予防セットを準備し、緊急時に対応できるようにしている。業務継続計画に基づいて感染症に関する対応方法を文書化し、母親、子どもにも周知している。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

<コメント>市と連携して業務継続計画を作成し、ひまわり園防災マニュアルの下、月1回の災害訓練、半年に1回の消防署の協力を得た訓練を実施している。災害時に備えて食料や備品を施設内に備蓄している。

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a
<コメント>支援の標準的な実施方法は「支援の流れ」として文書化している。「支援の流れ」を標準化して研修や個別の指導によって職員に周知徹底している。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>個別の面談や支援者会議を実施して自立支援計画を立て、標準的な実施が出来るのか半年毎に見直しを行っている。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<コメント>自立支援計画は母子それぞれに作成し、担当者を割り当てて対応している。自立支援計画作成要綱により統一した手順で定期的にあセスメントを行い、作成している。入所者との個別面談を丁寧に行い、母親には、今年の目標を目当てにしているかを聴いて、自立支援計画に具体的なニーズや支援の内容を明示している。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>自立支援計画の評価・見直しについては半年毎を基本としているが、変化に応じて3ヶ月で見直しを行うこともある。緊急に変更する場合の手順については自立支援計画作成要綱に定めて実施している。		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<コメント>支援の実施状況の記録は統一した様式を定めている。支援経過の記入や日々の日誌に記入し職員間で共有している。母親や子ども一人ひとりにケース記録を作成している。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

＜コメント＞研修計画の中に、八女市個人情報保護条例に関する研修を組み込み実施している。また、記録管理の責任者を設置し、記録は施錠できるロッカーに適切に保管している。

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
＜コメント＞事業計画の中に、施設の理念や基本方針、目指す職員像を明記している。職員会議等でも権利擁護を踏まえた話をして意識づけを行い、共通理解の下日々の支援に取り組んでいる。子ども用の「ひまわり園権利ノート」に分かりやすく記載している。		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
＜コメント＞不適切な関わりの禁止を職員に徹底し、権利侵害が起こっていないか、常に職員会議で話し合っている。入所者の居室に入る時は、可能な限り職員2名で対応するように配慮している。		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
＜コメント＞入所者相互の権利擁護について、「常会」等で指導している。日頃の会話や表情等の変化に気づき、サインを見逃さないように心掛けている。気づきは日誌に記録として残り職員全員で共有している。		
A④	A—1—（2）—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a

<p><コメント>子どもと常にコミュニケーションを取りながら、表情の変化等、訴えサインを見逃さず、申し送り時や会議で情報を共有し、迅速な対応に繋げている。子どもの権利を表したパンフレットを配布して、子ども自身が自己への権利侵害について覚知できるようにしている。</p>		
<p>A—1—（3）母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑤	<p>A—1—（3）—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント>施設内に「常会」（月1回行われる職員と母親の会）「子ども会」（現在は休止中）があり、利用者同士のコミュニケーションの場となっている。母親は町内会の隣組に参加している。</p>		
<p>A—1—（4）主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑥	<p>A—1—（4）—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p>	a
<p><コメント>面談等を通して母親と子どもの意思を確認し、職員は日常の支援の中で肯定的な声掛けを心がけ、自己肯定感が高まるよう支援している。「こうしたい」という、母親と子どもの主体性を尊重することで、一人ひとりが持てる力を発揮できるよう取り組んでいる。</p>		
A⑦	<p>A—1—（4）—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。</p>	a
<p><コメント>母親と子どもに、年間行事、季節の行事、伝統行事等への参加を促している。「常会」で母親と話し合い、行事等を決められるよう支援している。児童交流会等へも積極的に参加を促している。クリスマス会には地域の代表者や関係機関の方を招く等、地域と連携した行事となるよう取り組んでいる。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑧	<p>A—1—（5）—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。</p>	a
<p><コメント>入所者に、退所後もいつでも気軽に相談できることを伝えている。アフターケアとして支援者会議に参加し、病院同行や家庭訪問等を行っている。退所後も近くに住む人も多いことから訪問も多く受けている。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本

A⑨	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p><コメント>ケース会議にて母親と子どものそれぞれの課題について検討し、支援している。関係機関との連携を分かりやすくするためのエコマップを作成し、障がい支援センター、生活支援センター、訪問看護との協議、精神科病院の同行、弁護士への相談同行等、専門職に相談しながら支援に取り組んでいる。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑩	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント>入所時に、母親と子どもの面談の中で必要事項を聴き取り、生活課題やニーズを把握して、不足している生活用品を貸し出す等、自立に向けた準備を少しずつ進められるよう取り組んでいる。母親の体調不良時には、買い物や子どもの入浴等の支援を行い、母と子が安心して生活できるよう支援している。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑪	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント>予測を立てて家事をやり遂げることが苦手な母親等、生活のサポートが必要な家庭に対しては、職員が掃除や洗濯の個別支援を行っている。体調不良時の対応や子どもの養育の代行、各所の送迎、買い物、通院代行、家計管理、服薬管理等、それぞれの家庭の必要に応じて支援に取り組んでいる。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント>日常的にコミュニケーションをとる中で、母親の不安や悩みの早期発見に努め、親身に相談に乗り助言を行っている。必要に応じて、保育園や学校、母親の職場、その他の関係機関と連携しながら問題解決に取り組んでいる。</p>		
A⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント>日常的にコミュニケーションを取る中で、対人関係の悩みを聴き相談に乗る等している。また、施設内でのトラブルには職員が間に入り調整している。行事等を通して、母親同士のコミュニケーションの場所作りに努めている。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a

<p><コメント>子育て支援として、病児保育の紹介や病院・相談機関への同行、学校等との連携に取り組んでいる。施設内に広い学習室を整備して、宿題をしたり遊んだりする子どもを職員が見守り、学習支援や料理教室、季節の行事等を行っている。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p><コメント>学習支援として、学習ボランティアを受け入れて、中学生向けにパソコンの貸し出しも行っている。学校と連携しながら一人ひとりの学習状況を把握し、学習への動機づけを行っている。</p>		
A⑯	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
<p><コメント>地域の行事やこども食堂などに積極的に参加することで、地域の様々な大人と関わる機会を設けている。職員は常に大人のモデルとなるように心がけ、信頼関係を築いている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p><コメント>子どもたちは、それぞれの学校等で学年に応じた保健教育を受けている。個別に相談があれば対応しているが、施設として学習会などは特に行っていないため、助産師などに入ってもらい母親と子どもと一緒に学ぶ機会を設ける取り組みを期待したい。</p>		
<p>A-2-(5) DV被害からの回避・回復</p>		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント>マニュアルを作成し、市からの要請により緊急一時保護を行う時に備えて、昼夜問わずに受け入れが出来る体制を整備している。応答マニュアルを作成し、外部からの問い合わせや来訪者への対応を適切に行い、入所者の安全を図っている。</p>		
A⑲	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント>母子の安全を第一に考え、出入口に外付け防犯カメラ、自動施錠装置、テレビドアホンを設置している。DV防止法に基づく保護命令や支援措置などの情報提供を行い、弁護士への相談や法的手続きのための同行支援を行っている。DV防止支援活動、チャイルドサポート活動にも参加し、勉強会を行っている。</p>		
A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b

<p><コメント>DV被害に関しては、入所者が安心安全な生活が送れるような関係や環境作りを行っている。心理的専門職員の配置がない為、外部の医師に相談し、チャイルドサポートの方にも支援をお願いしている。</p>		
<p>A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応</p>		
A ㉑	<p>A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。</p>	a
<p><コメント>ひまわり園独自の権利擁護のためのパンフレットを作成し、子ども用のページを設け啓発に努めている。虐待に関する研修を実施し、医療機関、学校、児童相談所等とも連携しながら子どもの思いに寄り添った対応に取り組んでいる。</p>		
<p>A-2-(7) 家族関係への支援</p>		
A ㉒	<p>A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</p>	a
<p><コメント>母親や子どもが話やすい関係作りを心がけている。母子共に悩み相談を受け付け、関係調整や再構築のための支援を行っている。必要に応じ、病院や他機関と連携し、親子関係の構築、改善を図っている。</p>		
<p>A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援</p>		
A ㉓	<p>A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</p>	a
<p><コメント>特別な配慮や支援が必要な方は、精神科や心療内科に繋ぐと共に関係機関と連携し、療育手帳や障がい者手帳の取得やサービスの利用等の支援を行っている。また、日常生活においても家事支援、育児支援、通院同行、手続き支援等、必要に応じて行っている。</p>		
<p>A-2-(9) 就労支援</p>		
A ㉔	<p>A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント>ハローワークや障がい就労センターと連携し、母親の能力に応じた無理のない就労支援を行い、必要に応じて療育手帳の申請や取得の支援も行っている。子どもが病気の時に病院同行や病児保育を行い、母親が就労しやすいように支援している。資格取得についても情報提供し、調理師、保育士の資格を取って就職に繋がった事例もある。</p>		
A ㉕	<p>A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。</p>	a
<p><コメント>就労に関する悩み相談や、本人が希望する場合には勤め先への調整を行う等の支援に取り組んでいる。一般就労が困難な場合は、母親の意向を聴きながら手帳の取得や福祉的就労などを支援している。</p>		